

# 石岡市中小企業等緊急家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が著しく減少した中小企業者（農業、製造業、NPO法人など）の皆様の実業継続を支援するため、国の「家賃支援給付金」の支給対象となった地代・家賃に対し、緊急家賃支援給付金を上乗せ交付します。

※ 国の「家賃支援給付金」を申請し、給付を受けた後でないと申請はできません。

## 給付金額

**最大 20**万円

**A** ※国の「家賃支援給付金」と市の「緊急家賃支援給付金」の合計額が、国参考 に申請した1ヶ月の賃料の6倍を超えない額が給付となります。

※給付金の交付は、1中小企業者1回限りです。

## 受付期間

令和2年 **8**月**24**日（月）～令和3年 **2**月**26**日（金）まで

※令和3年2月26日（金）当日消印有効

※ 予算額に達した場合は、その時点で給付金の申請受付は終了となります。

## 交付対象者

- 石岡市内に事業所を有する中小企業者又は個人事業主（フリーランス含む）
- 給付金の申請日において、市内で事業を営み、今後も事業を継続していく意思があること
- 市税を滞納していないこと
- 国の家賃支援給付金の給付を受けていること
- 他市町村において、同様の家賃補助を受けていないこと
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関りを持たない者

## 申請方法

**郵送又は窓口申請** ※ **新型コロナウイルス感染症対策のため**  
**郵送申請にご協力をお願いいたします。**

【宛先】

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所 商工課 宛

**ホームページ**からダウンロードしてください。

## 申請書

申請書は、市役所本庁舎（商工課）、石岡商工会議所、石岡市八郷商工会でも受取れます。



書類に不備がある場合、交付までに時間を要することとなりますのでご注意ください。

【1】「申請時チェックリスト」

- ・チェックリストの項目をご確認のうえ、「申請者チェック欄」にチェックをし、必ず申請書に添付してください。

【2】「中小企業等緊急家賃支援給付金交付申請書」（様式第1号）

- ・「振込先欄」に不備がある場合、給付金の入金が出来ませんので、記入間違いがないよう作成してください。

【3】「家賃支援給付申告書・誓約書」

- ・申請者の「主たる業種」を必ずチェックしてください。
- ・家賃支援給付金の計算式に数字を記入し、給付申請額を計算してください。  
※小数点が出る場合は切捨て
- ・上記で計算した申請額又は20万円のうち、最も低い額を様式第1号の申請額に記入してください。
- ・「誓約・同意事項」を必ずご確認のうえ、記名・押印をしてください。

【4】国の家賃支援給付金の交付を受けたことが確認できる以下①又は②のいずれかの書類の写し

- ①「家賃支援給付金の振込のお知らせ」の通知  
※国の家賃支援給付金事務局から送付のあったもの
- ②上記「家賃支援給付金」の入金が確認できる書類（通帳の写し）



【5】国に申請した市内で事業を営んでいる店舗、事業所等の賃貸借契約（土地・建物）の写し

賃貸借契約書の写しには、以下①～④の記載がある部分のものを添付してください。

- ①借主・貸主の氏名
- ②押印
- ③月額賃料
- ④物件所在地

※契約書等に申請者の所在地（住所）が確認できない場合は、確認できる別の書類が必要です。

【6】給付金の申請者名義の預金通帳の写し（給付金振込先）

- ・通帳を開いて1～2枚目の写し
- ・ネット銀行の場合は画面データ



# A 緊急支援給付金の早見表（※20万円を上限額とし、国の1/3以内を給付します。）

参考

①支払賃料（月額）	②支払賃料（6ヶ月分） ①×6ヶ月分	③国給付額 ②×（2/3）	④市給付額 ②－③	⑤国・市給付金の合計
80,000	480,000	320,000	160,000	480,000
90,000	540,000	360,000	180,000	540,000
100,000	600,000	400,000	200,000	600,000
120,000	720,000	480,000	200,000	680,000

48万円  
国の家賃支援給付金は、申請日の直前1ヶ月以内に支払った賃料が75万円以下の場合、賃料の2/3を6倍した金額が給付されます。

32万円  
国の家賃支援給付金  
48万円×2/3

16万円  
市の家賃支援給付金

月額賃料が8万円の場合

賃料の6倍を超える額は給付されません

# B 国の家賃支援給付金のお知らせ通知

# C 申請者名義の口座の通帳の写し

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようスキャン又は撮影してください。

上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

通帳のオモテ面

通帳を開いた1・2ページ目

電子通帳 画面コピー

！！ご注意ください！！

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません！

# 主なQ & A (詳細は市公式ホームページをご確認ください)



## Q1 一般社団法人や一般財団法人などは対象となりますか。

国の家賃支援給付金の給付要件を満たす法人は対象となります。他にも、特定非営利活動法人（NPO）、医療法人、農業法人、社会福祉法人、学校法人なども対象となります。ただし、宗教上の組織若しくは団体及び政治団体、任意のグループなどは対象とはなりません。

## Q2 石岡市外に本社（主たる事業所）があり、事業所の一部が石岡市内にある場合は対象となりますか。

本社（主たる事業所）が市外の場合でも、給付金の申込みの日以前、石岡市内で事業を営み、かつ、事業を継続していく意思のある事業者であれば対象となります。また、申請書に石岡市内の事業所の所在地を記入していただき、国に申請した市内で事業を営んでいる店舗、事業所等に係る賃貸借契約書の写しを添付してください。

## Q3 給付金の申請はどのようにすれば良いですか。


市の「中小企業等緊急家賃支援給付金」は、国の家賃支援給付金の交付を受けた方が対象となりますので、国へ家賃支援給付金の申請を行い、国から給付金の交付を受けた後に必要書類を揃えて市へ申請をしてください。

※国への申請は、電子申請又は最寄りの申請サポート会場で行うことができます。ただし、同会場での申請は、新型コロナウイルス感染防止から事前予約が必要です。




⇐ 国の家賃支援給付金の電子申請や申請サポート会場の事前予約については、ホームページをご確認ください。なお、同会場は電話での予約も可能です。

【申請サポート会場 電話予約窓口】

 0120-150-413

受付時間：9：00～18：00（土日・祝日を含む）

【お問い合わせ・相談窓口】

 0120-653-930

受付時間：8：30～19：00（土日・祝日を含む）

## Q4 給付金が振り込まれるまでどれくらいの時間がかかりますか。

申請書類に不備がない場合、申請書が到達してから2週間程度で指定口座へ入金いたします。

申請先及び  
お問合せ先

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市役所経済部商工課

TEL：0299-23-5501 FAX：0299-24-5358

